

社会福祉法人 尾張中央福祉会 理事・監事 報酬支給規程

(目的)

第一条 本規程は、社会福祉法人 尾張中央福祉会 定款第二一条における理事・監事の報酬等について定めたものである。

(理事・監事の報酬)

第二条 理事・監事に対して、1人当たり1回の出席につき、7,000円を支給することとする。

(報酬の支給時期)

第三条 理事・監事に対しては、その年最後に開催する理事会において、その年に出席した回数分を支給するものとする。

附則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 尾張中央福祉会 評議員 報酬支給規程

(目的)

第一条 本規程は、社会福祉法人 尾張中央福祉会 定款 第八条における評議員の報酬等について定めたものである。

(評議員の報酬)

第二条 評議員に対して、1人当たり 1回の出席につき、7,000 円を支給することとする。

(報酬の支給時期)

第三条 委員に対しては、出席の当日支給するものとする。

附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人尾張中央福祉会 評議員選任・解任委員会報酬支給規程

(目的)

第一条 本規程は、社会福祉法人 尾張中央福祉会 評議員選任・解任委員会 運営細則第五条における評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めたものである。

(委員の報酬)

第二条 委員に対して、1人当たり 1回の出席につき、7,000 円を支給することができる。

(報酬の支給時期)

第三条 委員に対しては、出席の当日支給するものとする。

附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。